

最高裁昭和58年4月8日判決（判例時報1078号153頁）  
 最高裁平成19年7月2日決定（判例時報1986号156頁）  
 最高裁平成20年4月11日判決（判例時報2033号142頁）

# 住居侵入罪における「侵入」の意義

## 第1 はじめに

1 ここ数年來、地方公共団体が債権回収に熱心に取り組んでいることは周知のとおりである。債権回収に熱心に取り組んでいるとい

きおい債務者との軋轢が不可避となるが、その際、債務者から「うちに立ち入るな」、「住居侵入罪で訴える」などと威嚇されることが少なくないようである。そこで、本稿では、水道料金の徴収を例に、債権回収と住居侵入罪について検討することとする。

2 水道事業では、需要者から給水契約の申込みを受け（水道法第15条第1項）、水を供給し（同条第2項）、水道料金を徴収する（同法第14条第1項）。この水道料金については、

最高裁が、消滅時効が問題となった事案において、私法上の債権（水の売買代金債権）として（最高裁平成15年10月10日決定・平成13年（受）第1327号）。

水道法第15条第3項は、「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。」と定めており、給水を受ける者（需要者）が水道料金を支払わず、水道事業者が、督促（地方自治法施行令第171条）等の努力をしても奏功しないときには、最終的に給水停止をすることになる。具体的には、戸建

の場合は敷地に、マンション等の集合住宅の場合は共用部分に立ち入り、そこに設置された止水栓を閉栓する。

3 ところで、刑法第130条は、「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」と定めている。

給水停止のために戸建の敷地や集合住宅の共用部分に立ち入ると、住居侵入罪が成立するのであるか。刑法第130条にいう「侵入」の意義が問題となる（ちなみに、同条は「正当な理由がないのに」と定めているが、これは、住居等に立ち入る行為は日常頻繁に

行われ、そのほとんどが適法であつて犯罪とはならないことから、違法である場合のみ犯罪となることを誤解のないよう明らかにしたものであると解されている。

なお、戸建の敷地（大審院昭和7年4月21日判決・大審院刑事判例集11巻407頁など）及び集合住宅の共用部分（最高裁平成20年4月11日判決）はいずれも「住居」ではなく「邸宅」（人の住居の用に供される家屋に付属し、主として住居者の利用に供されるように区画された場所（前掲・大審院昭和7年4月21日判決））に該当すると解されており（戸建の建物や集合住宅の専有部分が「住居」となる。）、罪名としては、正確には「住居侵入罪」ではなく「邸宅侵入罪」となる。

## 第2 最高裁昭和58年4月8日

### 判決

#### 1 事実の概要

「被告人らは、全通の春季闘争の一環として、多数のビラを貼付する目的で、大槌郵便局舎内に管理権者であるA局長の事前の了解を受けることなく立ち入った」。

なお、「被告人らは、夜、多人数で土足のまま局舎内に立ち入り、縦約二五糎、横約九糎大の西洋紙に「大中賃上げ」、「スト権奪還」などとガリ版印刷をしたビラ約一〇〇〇枚を

局舎の各所に乱雑に貼付し」ていた。

#### 2 判旨

「刑法130条前段にいう「侵入シ」とは、他人の看守する建造物等に管理権者の意思に反して立ち入ることをいうと解すべきであるから、管理権者が予め立入り拒否の意思を積極的に明示していない場合であっても、当該建造物の性質、使用目的、管理状況、管理者の態度、立入りの目的などからみて、現に行われた立入り行為を管理権者が容認していないと合理的に判断されるときは、他に犯罪の成立を阻却すべき事情が認められない以上、同条の罪の成立を免れないといふべきである。」（傍線は筆者による。以下、傍線につき同様。）

## 第3 最高裁平成19年7月2日

### 決定

#### 1 事実の概要

「被告人は、共犯者らと、本件銀行の現金自動預払機を利用する客のカードの暗証番号、名義人氏名、口座番号等を盗撮するため、現金自動預払機が複数台設置されており、行員が常駐しない同銀行支店出張所（看守者は支店長）に営業中に立ち入り、うち1台の現金自動預払機を相当時間にわたって占拠し続

けることを共謀した。」

そして、「被告人らは、前記共謀に基づき、前記盗撮目的で、平成17年9月5日午後0時9分ころ、現金自動預払機が6台設置されており、行員が常駐しない同銀行支店出張所に営業中に立ち入り、盗撮用ビデオカメラを設置し、隣の現金自動預払機の前の床に受信機等の入った紙袋を置き、入出金や振込等を行う一般の利用客のように装い、同現金自動預払機で適当な操作を繰り返すなどした。

#### 2 判旨

「被告人らは、現金自動預払機利用客のカードの暗証番号等を盗撮する目的で、現金自動預払機が設置された銀行支店出張所に営業中に立ち入ったものであり、そのような立入りと同所の管理権者である銀行支店長の意思に反するものであることは明らかであるから、その立入りの外觀が一般の現金自動預払機利用客のそれと特に異なるものでなくとも、建造物侵入罪が成立するものといふべきである。」

## 第4 最高裁平成20年4月11日

### 判決

#### 1 事実の概要

「被告人3名は、共謀の上、テント村の活動の一環として、「自衛官・ご家族の皆さん

へ「自衛隊のイラク派兵反対！いっしょに考え、反対の声をあげよう！」との表題の下、前同様の内容のA4判大のビラを、立川宿舎〔注：当時の防衛庁立川宿舎〕の各号棟の各室玄関ドアの新聞受けに投かんする目的で、平成16年1月17日午前11時30分過ぎころから午後0時ころまでの間、立川宿舎の敷地内に3名とも立ち入った上、分担して、3号棟東側階段、同棟中央階段、5号棟東側階段、6号棟東側階段及び7号棟西側階段に通じる各1階出入口からそれぞれ4階の各室玄関前まで立ち入り、各室玄関ドアの新聞受けに上記ビラを投かんするなどした。」

また、「被告人A及び同Bは、共謀の上、テント村の活動の一環として、「ブッシュも小泉も戦場には行かない」との表題の下、前同様の内容のA4判大のビラを、立川宿舎の各号棟の各室玄関ドアの新聞受けに投かんする目的で、平成16年2月22日午前11時30分過ぎころから午後0時過ぎころまでの間、立川宿舎の敷地内に2名とも立ち入った上、分担して、3号棟西側階段、5号棟西側階段及び7号棟西側階段に通じる各1階出入口からそれぞれ4階の各室玄関前まで立ち入り、各室玄関ドアの新聞受けに上記ビラを投かんするなどした。」

## 2 判旨

「前記1の立川宿舎の各号棟の構造及び出入口の状況、その敷地と周辺土地や道路との囲障等の状況、その管理の状況等によれば、各号棟の1階出入口から各室玄関前までの部分は、居住用の建物である宿舎の各号棟の建物の一部であり、宿舎管理者の管理に係るものであるから、居住用の建物の一部として刑法130条にいう「人の看守する邸宅」に当たるものと解され、また、各号棟の敷地のうち建築物が建築されている部分を除く部分は、各号棟の建物に接してその周辺に存在し、かつ、管理者が外部との境界に門扉等の囲障を設置することにより、これが各号棟の建物の付属地として建物利用のために供されるものであることを明示していると認められるから、上記部分は、「人の看守する邸宅」の囲にいう地として、邸宅侵入罪の客体になるものといふべきである（最高裁判昭和49年（あ）第736号同51年3月4日第一小法廷判決・刑集30巻2号79頁参照）」

「そして、刑法130条前段にいう「侵入」とは、他人の看守する邸宅等に管理権者の意思に反して立ち入ることをいうものであるところ（最高裁判昭和55年（あ）第906号同58年4月8日第二小法廷判決・刑集37巻3号215頁参照）、立川宿舎の管理権者は、前

記1(1)オのとおりであり〔注：陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊長、航空自衛隊第1補給処立川支処長、防衛庁契約本部ないし同庁技術研究本部第3研究所〕、被告人らの立入りがこれらの管理権者の意思に反するものであったことは、前記1の事実関係から明らかである。〕

## 第5 実務上の検討

### 1 住居侵入罪の保護法益と「侵入」の意義

#### (1) 学説

殺人罪（刑法第199条）における人の生命のように、刑罰は法益を保護するために定められている。住居侵入罪については、いかなる法益を保護するために定められているのか、その保護法益自体に学説上争いがある。

1つは住居権説であり、住居侵入罪は住居権者の住居権（「邸宅」等については管理権者の管理権）を保護するために定められるとする見解である。もう1つは平穩説であり、住居等の事実上の平穩を保護するために定められているとする見解である。住居権説が（従来の）判例、平穩説が通説であり、さらに、通説に対して、住居に他人の立入りを認めるか否かの自由を保護法益とする新住居権説が提唱されている。

両説は、セールスマンお断りの表示がある

のこれにこれを無視して立ち入った場合のように、住居者等（居住者、看守者）の意思には反するが、平穏な態様で立ち入った場合に住居侵入罪が成立するのかがどうかで差異が生じることになる。すなわち、管理権説からすると、「侵入」とは、居住者等の意思に反する立入りを（意思侵害説）、平穏説からすると、住居等の事実上の平穏を侵害する態様での立入りをいうことになる（平穏侵害説）。そして、セー

【表1】保護法益と「侵入」の意義（学説）

保護法益	→	「侵入」の意義
居住権説	→	意思侵害説
平穏説		平穏侵害説

ルスマンお断りの表示を無視して立ち入った場合、意思侵害説からすると、居住権者の意思に反する立入りである以上、「侵入」に該当するのに対して、平穏侵害説からすると、住居等の事実上の平穏を侵害する態様での立入りではないから、「侵入」には該当せず、住居侵入罪は成立しないことになるのである。

(2) 判例

最高裁（大審院）は、住居侵入罪の保護法益について、戦前は、他人の住居権を侵害する罪であると明言し（大審院大正7年12月6

日判決・大審院刑事判決録24輯1506頁）、居住権者の承諾を欠く場合に住居侵入罪が成立するとし、しかも家父長思想を反映して住居権は夫に帰属するとしていたが（大審院昭和13年2月28日判決・大審院刑事判例集17巻125頁。したがって、夫の不在中に、他の男が姦通目的で妻の承諾を得てその住居に立ち入った場合、夫の意思に反する立入りである以上、「侵入」に該当するとされた。）、戦後になると、「住居侵入罪の保護すべき法律上の利益は、住居等の事実上の平穏であり、居住者又は看守者が法律上正当な権限を有するか否かは犯罪の成否を左右するものではない」（最高裁昭和49年5月31日決定・最高裁判所裁判集刑事192号571頁）、「建物の

囲繞地を刑法130条の客体とするゆえんは、まさに右部分への侵入によって建造物自体への侵入若しくはこれに準ずる程度に建造物利用の平穏が害されることからこれを保護しようとした趣旨にはかならないと解されるからである」（最高裁昭和51年3月4日判決・判例時報812号43頁）と判示するようになった（ただし、判例変更が必要とされる大法院判決ではない（裁判所法第10条第3号参照））。

ところが、「侵入」の意義については、その後の最高裁昭和58年4月8日判決が「他人

の看守する建造物等に管理権者の意思に反して立ち入ること」をいうと判示し、その後も、最高裁平成19年7月2日決定が「同所の管理権者である銀行支店長の意思に反するものであること」と、最高裁平成20年4月11日判決が「他人の看守する邸宅等に管理権者の意思に反して立ち入ること」と判示しており、保護法益と「侵入」の意義との間にねじれが生じているように見える状況である。

【表2】保護法益と「侵入」の意義（判例）

保護法益	→	「侵入」の意義
居住権説	↙	意思侵害説
平穏説？		

平成20年4月11日判決が「他人の看守する邸宅等に管理権者の意思に反して立ち入ること」と判示しており、保護法益と「侵入」の意義との間にねじれが生じているように見える状況である。

2 給水停止と住居侵入罪

(1) 基本的な考え方

学説、判例の状況は前記1で見たとおりであるが、実務においては、最高裁が「他人の看守する建造物等に管理権者の意思に反して立ち入ること」をもって「侵入」と判示していることが重要であり、これを、給水停止のために戸建の敷地や集合住宅の共用部分に立ち入る場合について検討する必要がある。

水道法第15条第3項は「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わ

ないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。」と定めており、「供給規程」である給水条例（例として柏市水道事業給水条例。以下同じ）第38条は、「管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。(1)この条例により納付すべき料金、手数料、納付金、修繕料、工事費等を期限内に納入しないとき。」と定めている。そして、水道事業者と需要者との間の法律関係は給水契約（私法上の売買契約）であり、給水条例は、定型約款として給水契約の内容となっている（民法第548条の2第1項第2号参照）。

そうすると、水道事業者は、給水契約上、給水停止をすることができ、（検針のために必要であれば戸建の敷地や集合住宅の共用部分に立ち入ることができるのと同様）給水停止のために必要であれば戸建の敷地や集合住宅の共用部分に立ち入ることができる（需要者はあらかじめそのことを承諾している）と解される。

(2) あらかじめ立入拒否の意思を積極的に明示していた場合

ア 戸建の場合

(ア) 需要者に何らかの不服があり、水道料金を支払わず、あらかじめ立入拒否の意思を積極的に明示している場合、戸建の敷地については、需要者＝管理者であるから、それを無視して敷地に立ち入ることは、管理者の意思に反する立入りであり、「侵入」に該当すると言わざるを得ないであろう。

(イ) ところで、刑法第36条第1項は、「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防御するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。」と定めている。敷地に立ち入ることができず、給水停止をすることができないと、売主である水道事業者の意思に反して商品である水がとられていることになる。このような状態を阻止し、財産権（水の所有権、未払の水道料金債権）を防御するために敷地に立ち入ることに、正当防衛が成立し、違法性が阻却されるのではないのか。「急迫不正の侵害」の有無が問題となる。

給水停止については、「本項（注…水道法第15条第3項）の趣旨は、水道使用者に料金不払…があるときは、水道事業者は、その者に対する給水義務の履行を拒むことができ

ることである。これは、広い意味での同時履行の抗弁権といわれるもので、給水契約が有償、双務、継続的供給の関係にあることに着目して認められたものである。したがって、給水停止は、給水契約を解除するものではなく、給水を停止することができる事由が解消すれば直ちに給水を開始しなければならぬ。」（水道法制研究会『第四版 水道法逐条解説』（日本水道協会、2015年）338頁）と解されている。給水停止が広い意味での同時履行の抗弁権（民法第533条）であるということは（なお、給水停止は過去の不履行（水道料金の不払い）を理由に、将来の履行（水の供給）を拒む点で「同時履行」の抗弁権のものとは異なる）、水道事業者の履行遅滞（水を供給しないこと）の違法性を阻却するものであり、それ以上に、給水停止に係る民事上の請求権、行政上の権限を発生させるものではないことを意味する。そうすると、給水停止をするまでは、水道事業者は給水契約に基づいて水を供給し、需要者はその引渡しを受けているにすぎず、「急迫不正の侵害」があるとは言えない（同じ理由で、緊急避難（刑法第37条第1項本文）についても「現在の危難」があるとは言えない）。

(ウ) 正当防衛の成立が難しいとなると、強制的に立ち入ることができるようになるため(刑法第35条参照)、裁判所に立入妨害禁止の仮処分(民事保全法第23条第2項。仮の地位を定める仮処分)を申し立てることが考えられる。

もっとも、仮処分を申し立てるには、被保全権利(民事保全法第23条第2項「争いがある権利関係」と保全の必要性(同項「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とする」こと)を疎明する必要があるが、ここでは、何を被保全権利とできるのかという困難な問題がある。

すなわち、給水停止は、広い意味での同時履行の抗弁権であり、給水停止に係る民事上の請求権を発生させるものではないから、それ(例えば、給水停止請求権)を被保全債権とすることはできない。また、給水停止をするまでは、水道事業者は給水契約に基づいて水を供給し、需要者はその引渡しを受けているにすぎないから、水の所有権を被保全債権とすることも困難である。さらに、被保全債権としては未払の水道料金債権も考えられるが、今度は、保全の必要性を疎明すること(給水停止をすることが著しい損害又は急迫の危険を避けることになると説明すること)が困難となる。

#### イ 集合住宅の場合

(ア) 需要者が給水停止のための立入りを明示的に拒否していても、集合住宅の共用部分の管理権は、管理組合ないしその委託を受けた管理会社の従業員(管理人)にあり、需要者にあるわけではない。そうすると、管理人があらかじめ立入拒否の意思を積極的に明示しているのではない限り、管理権者の意思に反した立入りとは言えないから、「侵入」に該当せず、住居侵入罪は成立しない。

(イ) とくが、(水道法では求められていないが) 給水条例施行規則第27条は、「条例第38条の規定により給水を停止する場合は、あらかじめ給水停止予告状で通知し、停水執行後、給水停止通知書を発行する。」と定めている。そして、給水停止予告状を受けた需要者が、管理人に対して給水停止のために職員が来たら絶対に入れないよう威嚇し、住人とのトラブルを恐れた管理人が職員の立入りを拒否するということがある。このような場合に、それを無視して敷地に立ち入ることは、管理権者の意思に反する立入りとなり、「侵入」に該当すると言わざるを得ないであろう。その結果は、前記アで述べたことと同様になる。

(ウ) ただし、集合住宅には他にも多数の需要者(給水契約の当事者)がおり、その者らとの関係で検針のために共用部分に立ち入るのは当然のことである。その際、ついでに給水停止の作業をしたとしても、管理人から立入拒否の意思を積極的に明示されていない段階であれば、「現に行われた立入り行為を管理権者が容認していない」(前掲・最高裁判昭和58年4月8日判決)とは言えず、管理権者の意思に反しているとは言えない(後記(3)参照)。したがって、ややグレーである感は否めないものの、「侵入」には該当しないと考える。

(3) あらかじめ立入拒否の意思を積極的に明示していない場合

最高裁は、「管理権者が予め立入り拒否の意思を積極的に明示していない場合であっても、該建造物の性質、使用目的、管理状況、管理権者の態度、立入りの目的などからみて、現に行われた立入り行為を管理権者が容認していないと合理的に判断されるとき」は「侵入」に該当すると判示している(前掲・最高裁判昭和58年4月8日判決)。

しかし、前記(1)で述べたとおり、水道事業者は、給水契約上、給水停止をすることができ、給水停止のためには戸建の敷地や集合住

宅の共用部分に立ち入ることが不可欠であれば、そこに立ち入ることができる（需要者はあらかじめそのことを承諾している）。

そうすると、居住者（戸建の場合）ないし管理人（集合住宅の場合）が、立入拒否の意思を積極的に明示していない場合は、「現に行われた立入り行為を管理権者が容認していない」とはいえない。

したがって、管理権者の意思に反した立入りとはならず、「侵入」に該当せず、住居侵入罪は成立しない。

### 3 まとめ

以上見てきたとおり、トラブルなく給水停止をするためには、需要者が立入拒否の意思を積極的に明示していない段階で、速やかに閉栓作業を行うことが肝要である。もしも需要者に立入拒否の意思を積極的に明示されると、戸建の場合は、給水停止を行うことが困難となり、未払の水道料金につき支払を求めらる訴訟を提起するか支払督促（民訴法第382条以下）を申し立てるほかない。集合住宅の場合は、需要者に立入拒否の意思を積極的に明示されていても直接の影響はないが、管理人から立入拒否の意思を積極的に明示されれば同様の結果となる。

【表3】まとめ

需要者	あらかじめ立入拒否の意思を積極的に明示していた場合	ア 戸建の場合	(ア) 「侵入」		該当
			(イ) 正当防衛		不成立
			(ウ) 仮処分		困難
	イ 集合住宅の場合	「侵入」	(ア) 原則		非該当
			(イ) 例外 管理人が立入りを拒否した場合		該当 →ア(イ)(ウ)へ
	(ウ) 例外の例外 検針のために共用部分に立ち入る場合		非該当		
	あらかじめ立入拒否の意思を積極的に明示していない場合		「侵入」		非該当

